

諮問番号：令和2年度諮問第32号  
答申番号：令和3年度答申第1号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

大阪府知事（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和元年7月31日付けで行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当認定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

### 第2 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人

平成29年5月、〇〇市（以下「A市」という。）で審査請求人の子（以下「対象児童」という。）の療育手帳に係る申請手続をした際、担当窓口の職員から特別児童扶養手当（以下「手当」という。）の認定に係る申請（以下「認定請求」という。）について、共働きであるため所得要件は合算である旨を説明されたため、手続を見送った。

平成31年4月4日、療育手帳の更新手続の際に大阪府〇〇子ども家庭センターで、認定請求については、共働きの場合でも所得要件は合算ではない旨の説明を受けた。その日にA市の担当課へ行き聞くと、認定請求しないことには、手当は受けられないと言われた。

A市は、対象児童に療育手帳を交付していて審査請求人の所得も分かっているにもかかわらず、別に認定請求の手続をしないと手当が受給できないのはおかしい。

審査請求人の所得については、保育所の保育料を半年に1回所得に応じて値上げしているのだから、申請手続がなくとも分かるはずである。

A市は、所得が合算である旨の説明は絶対にしないと反論するが、審査請求人は所得要件が合算である旨の説明を受けたので認定請求の手続を見送っているから、A市の弁解は当たらない。

認定請求の手続を代行でさせている大阪府は、直接、A市を監督しないといけなければならないはずである。市が代行してこのようなことになるのであれば、大阪府が直接手続をすべきである。

令和元年10月18日、大阪府福祉部子ども室家庭支援課に出向いた際、審査請求の流れの説明を受けたが、半年以上何の進展もなく、審査請求人が動か

ないと返事もしてもらえず、このようなことは、最初から説明すべきである。

ホームページを自ら調べて、説明内容と同じかを確認しないといけないとか、また、「特別児童扶養手当制度のしおり」（以下「しおり」という。）も担当課にて自ら受け取らなければならないというのは、認定請求に係る担当窓口での説明が不十分だからである。

## 2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

## 第3 審理員意見書の要旨

### 1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

### 2 審理員意見書の理由

(1) 審査請求人は、平成31年4月17日付けで特別児童扶養手当認定請求書等をA市に提出し、処分庁はこれを翌月の令和元年5月7日に收受し、法令等の規定に基づいた審査をするとともに、審査請求人から提出された特別児童扶養手当認定意見書（診断書）について、判定医の意見を求めた結果、手当の支給要件に該当するので、審査請求人がA市に認定請求書を提出した、平成31年4月の翌月である令和元年5月から支給開始する認定を同年7月31日付けで行ったものである。

(2) 審査請求人は、平成29年5月の療育手帳に係る申請の際に「特別児童扶養手当について、共働きであるため、他の申請にはほとんど世帯主と合算の申請が多い為、確認すると合算である旨の説明を受け、手続きは見送った。」と主張するが、処分庁が、A市の担当に確認すると所得要件が合算ではないことを認識しており、合算である旨の説明を行うことは考え難く、また、審査請求人が主張するような説明が行われた記録等は確認できなかった。

(3) 審査請求人は、「療育手帳を交付しているのも分かっているのに、手続きができる対象ではないですか（中略）連絡もないんですか」と、主張するが、法第5条及び第5条の2のとおり、手当の支給は、受給資格者からの認定の請求を必要とするものであり、行政庁が認定請求を促すことが前提となっているものではない。

審査請求人は、認定請求の時機を失したことで受給開始が遅くなったことを不服としているが、支給開始の時期が変更されるものではない。

また、審査請求人は、「市が絡んで、こんな事になるなら、大阪府が直接管理手続きすべきである」とも主張するが、政令の定めにより、手当の支給に関する事務の一部は、市町村長が行うことができると規定しており、法令

に基づいて行われているものである。

- (4) 処分庁は、手当制度の概要について、所得制限等を含めて、処分庁のホームページや処分庁が発行している「しおり」にも記載しており、しおりは、府内の市町村の手当担当の窓口においても受け取ることができ、広く府民に周知するようにしている。

処分庁では毎年、管内市町村の手当の担当者に向けた説明会を開催して所得制限等について説明するとともに、処分庁が発行する「特別児童扶養手当市町村事務のてびき」においても、所得制限についての記載をしている。

以上のとおり、本件処分は法令等に基づいて行ったものであり、違法又は不当であるということとは言えない。

- 3 上記以外の違法性又は不当性について  
他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

#### 第4 調査審議の経過

令和3年3月15日	諮問書の受領
令和3年3月16日	審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知 主張書面等の提出期限：3月30日 口頭意見陳述申立期限：3月30日
令和3年3月30日	第1回審議
令和3年4月28日	第2回審議

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 法令等の規定

###### (1) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律

第1条 この法律は、精神又は身体に障害を有する児童について特別児童扶養手当を支給し、精神又は身体に重度の障害を有する児童に障害児福祉手当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別障害者手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることを目的とする。

第3条 国は、障害児の父若しくは母がその障害児を監護するとき、又は父母がないか若しくは父母が監護しない場合において、当該障害児の父母以外の者がその障害児を養育する（その障害児と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。以下同じ。）ときは、その父若しくは母又はその養育者に対し、特別児童扶養手当（以下この章において「手当」という。）を支給する。

2-5 (略)

第5条 手当の支給要件に該当する者（以下この章において「受給資格者」という。）は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事（中略）の認定を受けなければならない。

2 （略）

第5条の2 手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。

2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなかつた日の属する月の翌月から始める。

3・4 （略）

第38条 特別児童扶養手当の支給に関する事務の一部は、政令で定めるところにより、市町村長が行うこととすることができる。

2 （略）

(2) 特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）

第13条 法第38条第1項の規定により、次に掲げる事務は、市町村長（中略）が行うものとする。

一 法第5条に規定する認定の請求の受理及びその請求に係る事実についての審査に関する事務

二一五 （略）

(3) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）

第82条 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下この条において「不服申立て」と総称する。）をすることができる処分をする場合には、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない。

（後略）

2・3 （略）

## 2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、下記の実事が認められる。

(1) 平成31年4月17日、A市の長は法第5条の規定による認定の請求（以下「本件認定請求」という。）を審査請求人から受理した。

(2) 令和元年5月7日、処分庁は審査請求人からの本件認定請求を収受した。

(3) 令和元年7月31日、処分庁は、手当の支給開始年月を同年5月からとする本件処分を行った。

なお、本件処分の通知書には「注意」として、「この認定に不服があるときは、この通知書を受けた日の翌日から起算して3か月以内に、書面で、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。(後略)」と記載されている。

(4) 令和元年10月28日、審査請求人は、本件審査請求を行った。

### 3 判断

(1) 法第5条第1項に「手当の支給要件に該当する者(以下この章において「受給資格者」という。)は、手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び手当の額について、都道府県知事(中略)の認定を受けなければならない。」とあり、法第5条の2第1項には、「手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月で終わる。」と規定している。

(2) 審査請求人の主張の概要は、A市の担当窓口の職員による手当認定の所得要件に関する誤った説明や処分庁による所得要件に関する情報提供が不十分であるため、手当の受給が遅れたのであるから、療育手帳を取得したときに遡って手当が受給されるべきであるというものである。

ア しかし、事件記録からは、審査請求人が主張する手当認定の所得要件に関する誤った説明や所得要件に関する情報提供が不十分であった事実を認定することはできない。

イ また、前記(1)のとおり、現行の法制度においては、受給資格者の認定請求に基づいて処分庁が手当の受給認定を行い、認定請求の翌月から手当を支給する仕組みになっており、認定請求をしたときより前に遡って支給されることは災害その他やむを得ない理由がない限り予定されていない。

ウ さらに、①法は手当の周知に係る具体的な内容を規定せず、②所得制限を含む手当の制度の概要については、前記第3の2(4)のとおり、処分庁のホームページやしおりで案内されていることを考慮すると、仮に、A市の担当窓口の職員が手当の認定に係る所得要件に関する誤った説明を行っていたとしても、そのことをもって、本件処分が直ちに違法又は不当なものとなることはない。

(3) なお、審査請求人は、令和元年10月18日に、大阪府福祉部子ども室家庭支援課に出向いた際に審査請求の説明を受け、審査請求の説明は最初から行われるべきである旨主張するが、前記2(3)のとおり、本件処分の通知書において、行政不服審査法に基づく審査請求の教示が行われており、処分庁の対応に不適切な点は認められない。

(4) 以上のことから、本件処分については、違法又は不当な点は認められない。  
したがって、本件審査請求は、棄却されるべきである。

## 第6 付言

手当の支給の目的は、精神又は身体に障害を有する児童について手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図ることにあるのであって(法第1条)、上記目的のために制度の周知に努めることは、処分庁及び関係行政機関に求められる一般的な責務であるというのが相当である。

そして、このような認定請求に係る周知の徹底のため、その時期、方法、内容等につき、更に工夫、充実を図られたい。

大阪府行政不服審査会第2部会

委員(部会長) 針原 祥次

委員 衣笠 葉子

委員 野田 崇